

令和4年度 赤い羽根 新型コロナ感染下の福祉活動応援キャンペーン
『地域に密着した多様な支援活動応援プロジェクト』
千葉県共同募金会 助成要領

社会福祉法人 千葉県共同募金会

1 目的

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(以下、「感染症」という。)の影響が長期化するなか、景気の悪化や感染症対策による経済状況の変化により、生活に困窮する人が増加しています。また、公的支援の及びにくい弱い立場にいる人々や、社会構造の変化の狭間で困りごとを抱えたまま孤立化する人など、社会不安が増大していくなかで、人々の生活といのちが脅かされる状況が発生しています。

これらを踏まえ、千葉県共同募金会では、例年10月から実施している赤い羽根共同募金の活動とは別に、感染症流行下における「地域に密着した多様な支援活動を応援」というテーマを掲げ、柔軟な対応力・機動力のある民間の支援活動を支援するために、下記のとおり助成申請を受け付けます。

2 実施主体

千葉県共同募金会

3 対象団体

非営利活動を目的として設立された団体で、千葉県内で活動するもの

4 助成対象事業

次の1~6に示すものを助成対象事業とします。

1. いのちをつなぐ支援につなげる事業

自死防止・悩み相談など、相談へのハードルを下げる取り組み、情報提供等

2. 「生存・安全」のニーズに対応する事業

給付系支援(食糧支援、住居支援など)、子どもの発育・発達支援、DV・虐待防止事業

3. 「社会参加」のニーズに対応する事業

自立促進系支援(就労・就学支援、交流会等社会参加など)

4. 「こころの支援」のニーズに対する支援事業

居場所づくり(不登校、偏見・差別等に対応する支援など)、健やかに暮らせるための活動

5. 新しい支援体制をつくっていく事業

今までに支援の例がない分野・課題に対する支援活動や、それを立ち上げるための活動

6. 上記以外で、当会が特に必要な支援に資すると認めた事業

<助成対象とならない事業>

- ・活動の対価として報酬を受けたり、営利のために行う事業
- ・他の補助金との重複や公的補助の対象になる事業
- ・支援対象が会員のみなど、極端に範囲の狭い事業

6 助成対象経費

助成対象事業の経費として特定できるものであれば計上できます。特に長期的視座で取り組む事業については、緊急的にかかる人材養成経費及び人件費等も計上できます。

助成対象例) 消耗品費、備品購入費、通信費、印刷製本費、活動に使用した会場の賃借料等

人件費の例) 緊急的に取り組む事業内の講座にて、団体の役職員が通常業務時間を割いて

研修講師を行った際の講師謝金など

※ただし、助成できる人件費及び高額備品の購入費の合計は、総助成額の50%を上限とします。

<助成対象とならない費用>

- ・組織の役員等に対する報酬や、利害関係にある法人・団体に支払われる費用
- ・団体の恒常的な活動にかかる人件費や家賃・経費等、助成対象活動期間外に支出した費用

※高額な備品等については、自己資金が必要であったり、対象外になる場合があります。

7 助成対象期間

原則として令和4年5月30日（月）（当会の助成決定通知交付）から令和5年2月28日（火）まで。

8 助成上限及び条件

助成	助成上限額	助成条件等
重点	100万円	<input type="checkbox"/> 助成対象事業1～5のうち、特に必要性・社会的影響力が高いと思われる事業 ・助成期間終了後もしばらくの間組織及び活動を維持すること。 ・県民及び寄付者等に対して助成事業の説明責任を果たすこと。 ・単に備品等を整備するのみの事業は対象外（一般助成なら可）。 ・申請時に、事業の必要性や成果目標等に重点を置いて審査する。
一般	20万円	<input type="checkbox"/> 助成対象事業1～6のうち、助成の適正な活用が見込まれる事業 ・助成期間終了後もしばらくの間組織及び活動を維持すること。 ・県民及び寄付者等に対して助成事業の説明責任を果たすこと。

※助成決定後5万円を超える備品を購入する場合は、2社以上見積合わせの上安価なものを購入すること。

※助成金は千円未満切り捨て。

※人件費及び備品購入費の合計は、総助成額の50%を上限とする。

9 申請及び助成決定

①申請方法：別途定める「申請書」及び必要書類を当会にメール又は郵送で提出

必要書類

- | | |
|-----------------------|----|
| ① 申請書(重点・一般で書式が異なります) | 必須 |
| ② 会則・定款等の組織規程 | 必須 |
| ③ 前年度の事業報告書及び決算書 | 必須 |
| ④ 申請事業にかかる参考資料 | 任意 |

②受付締切：令和4年5月11日（水）15時 必着

③助成決定：令和4年5月30日（月）頃（当会より文書にて助成可否の通知）

申請内容を精査の上、当会が定める配分委員会により助成団体及び金額を決定します。

④提出先：社会福祉法人 千葉県共同募金会 助成担当宛

〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港 4-3 県社会福祉センター2F

メール：c-kyoubo@akaihane-chiba.jp

10 助成決定後の流れ

①助成方法：精算払い

②交付：事業終了後、別途定める「交付請求書」の提出を随時受け付け、2週間程度で送金
※交付完了後に助成対象事業以外への流用が認められた場合は返還を求めます。

③報告：事業終了後1ヵ月以内に、別途定める「完了報告書」をご提出ください。

④情報発信：申請者のホームページ・SNS アカウント等で事業の進捗及び成果を報告してください。
その情報を千葉県共同募金会がシェア等で発信することで、周知を図ります。

11 助成内容の変更について

申請時の事業内容に変更が生じた場合、必ず**事業実施前**に当会に相談をしてください。

事前相談なく事業を変更した場合、内容により助成金が交付できない場合がございます。

12 留意事項

①申請多数の場合は、キャンペーン目的や助成した際の社会への影響等を考慮し選考します。

②1団体につき1事業までの申請とします。

③申請者は活動内容を記録（写真を含む）し、実績報告をしてください。

13 スケジュール



14 本件の担当・お問い合わせ先

千葉県共同募金会（担当：宮澤・渋沢・丸谷）

〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター2F

TEL：043-245-1721 FAX：043-242-3338

メール：c-kyoubo@akaihane-chiba.jp

URL：https://www.akaihane-chiba.jp/

※ 申請内容や申請書類については、当会までお問い合わせください。